

第 6 1 号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 2 9 号を第 3 0 号とし、第 2 8 号を第 2 9 号とし、第 2 7 号を第 2 8 号とし、第 2 6 号の次に次の 1 号を加える。

(27) 病理診断科

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、病理診断に係る診療体制が整備されたことに伴い、診療科目を追加する必要があるからである。